

～ 概要編 ～

多子世帯利用者負担額(保育料)軽減拡大

【教育・保育施設利用における多子世帯利用者負担額(保育料)軽減について】

1 第1子にカウントする年齢制限を次の認定区分に応じて設定し、第2子半額、第3子以降を無料とする。

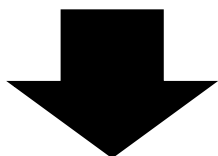
ア 1号認定こども(認定こども園、幼稚園利用)……小学校3年生まで

イ 2・3号認定こども(保育所、認定こども園利用)……小学校就学前まで

2 ただし、年収360万円未満に相当する世帯については、上記年齢制限を撤廃する。

(市民税所得割額が1号認定こどもは77,101円未満、2・3号認定こどもは57,700円未満の世帯)

国の制度



収入要件の緩和
(下線部分)

平成29年9月分から実施

長崎市独自負担軽減措置

年収470万円未満に相当する世帯まで範囲を拡大する。(※詳細は、本編や補足編をご覧ください。)

(市民税所得割額が1号認定こども、2・3号認定こどもいずれも97,000円未満の世帯)